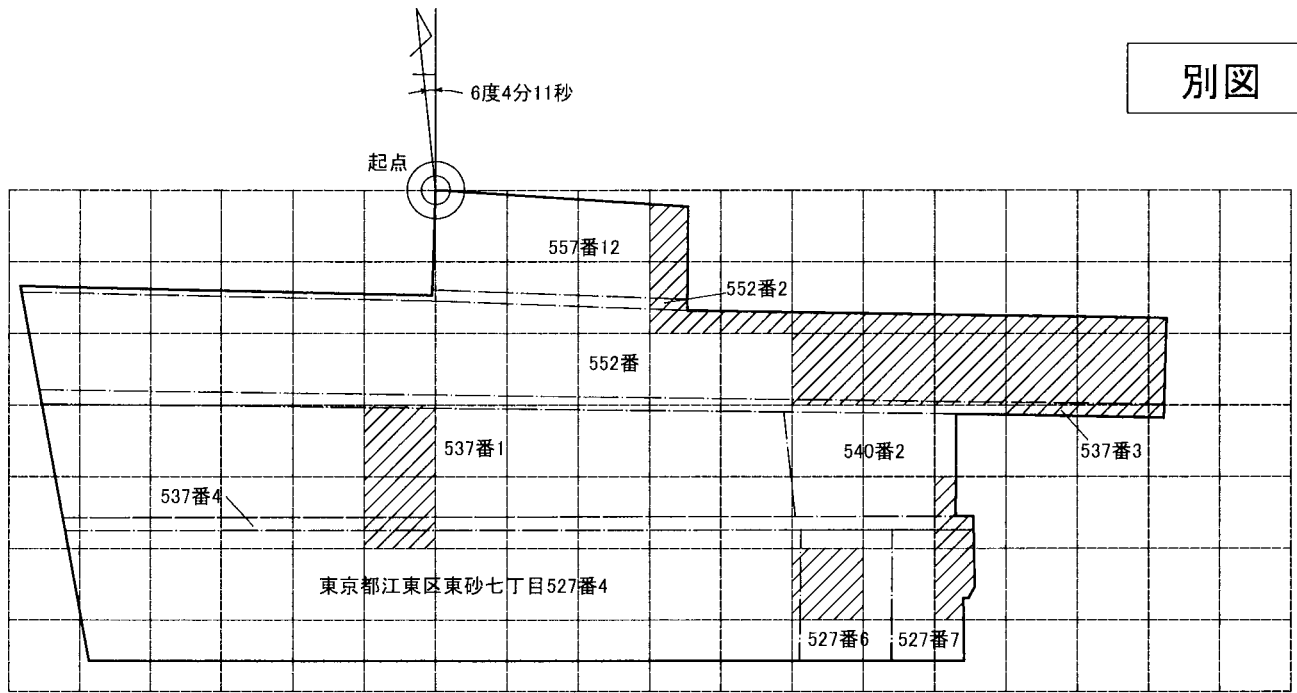





別図



【起点】  
 起点は、江東区東砂七丁目557番12の  
 最北端とする。

【起点】 6度4分11秒  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西  
 方向に及び南北方向に引いた線並びに  
 これらと平行して10m間隔で引いた線に  
 より形成されている格子を、起点を中心  
 として、右回りに回転させた角度を示す。

— 敷地境界  
 - - - 筆境界  
 --- 単位区画

 形質変更時要届出区域

●東京都告示第百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしない  
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

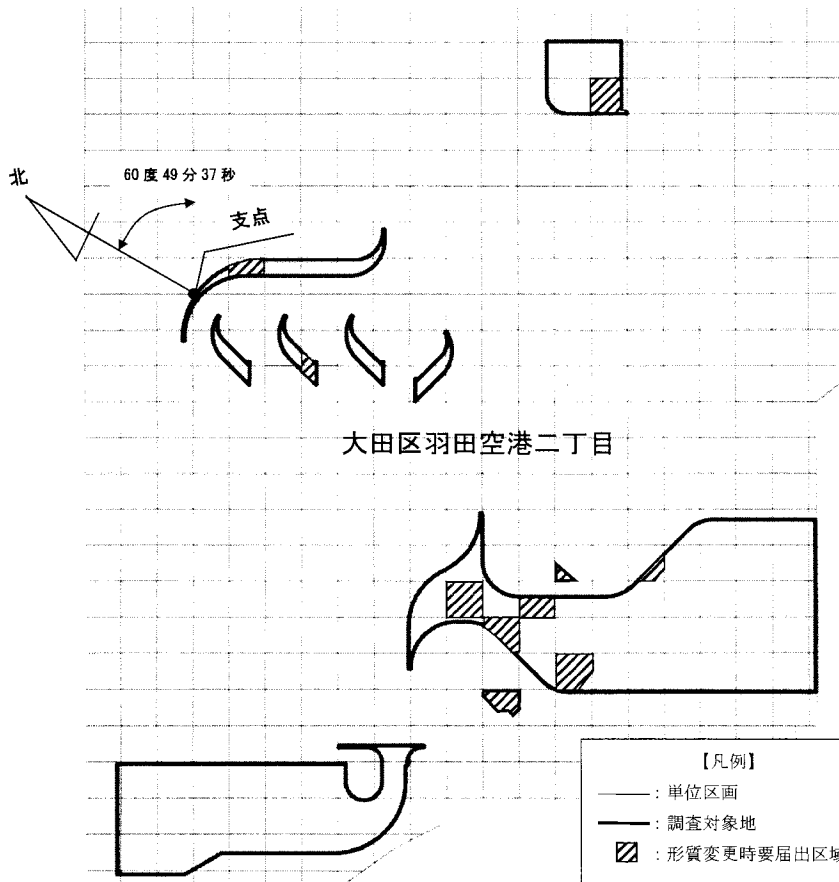
平成三十一年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区羽田空  
 港二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
 九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びそ  
 の化合物

別図



【格子の回転角度 (60度 49分 37秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】  
 支点は、大田区羽田空港二丁目の一部のうち、調査範囲全体の最北端 (X: 50343.713, Y: 6094.439) とする。  
 ※支点の座標は、測量法 (昭和24年法律第188号) の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第百十九号

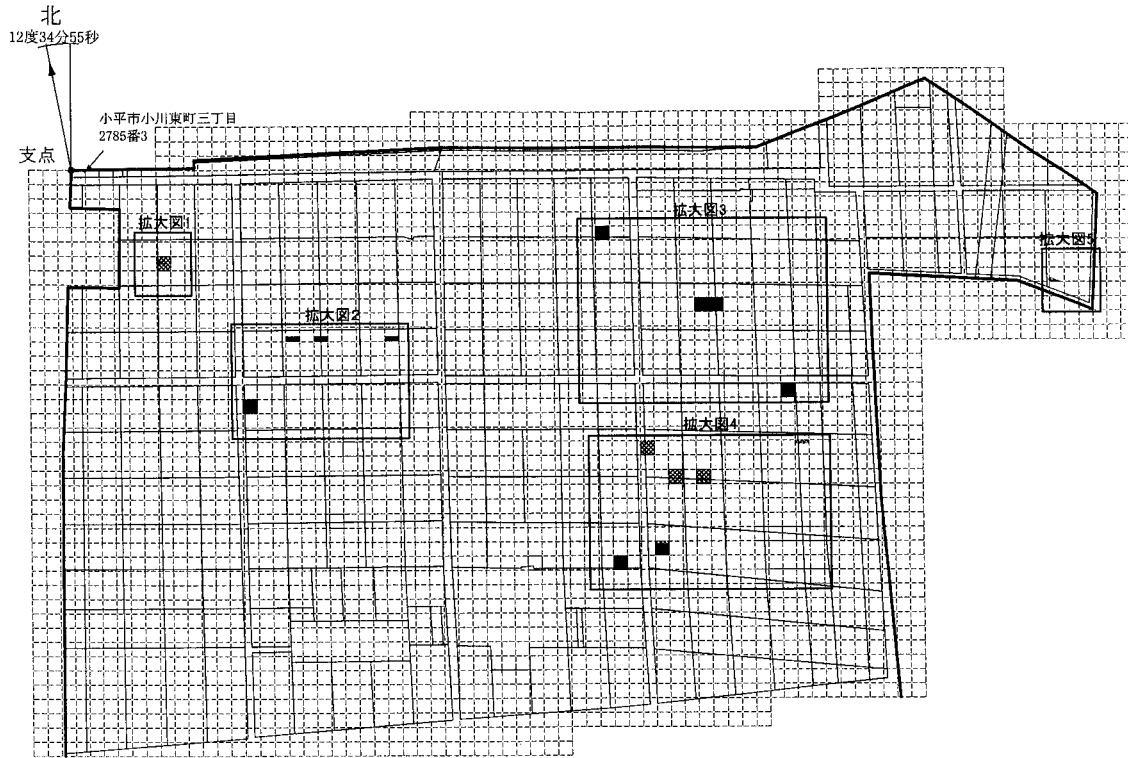
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千三百七十九号及び平成三十年東京都告示第百二十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月七日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (小平市小川東町三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

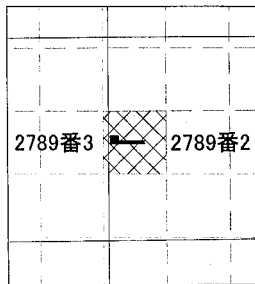


- 【凡例】
- 敷地境界
  - 単位区画
  - 筆境界
  - 指定を解除する区域 (平成29年東京都告示第1379号により指定した区域)
  - ▨ 指定を解除する区域 (平成30年東京都告示第202号により指定した区域)

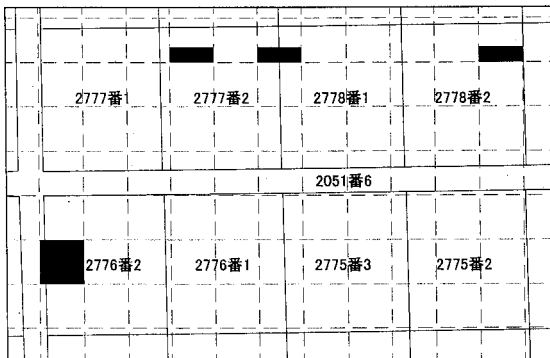
【支点】  
 支点は、小平市小川東町三丁目2785番3の最北端とする。

【格子の回転角度(12度34分55秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

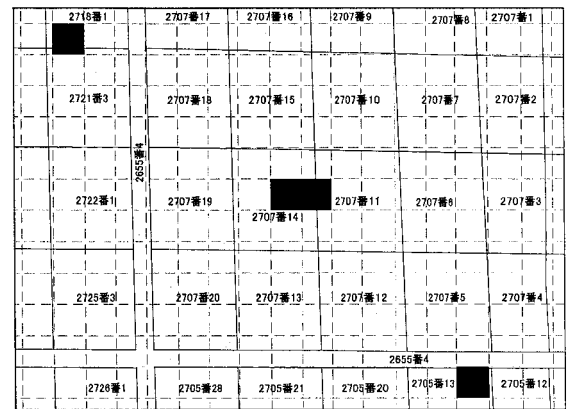
拡大図 1



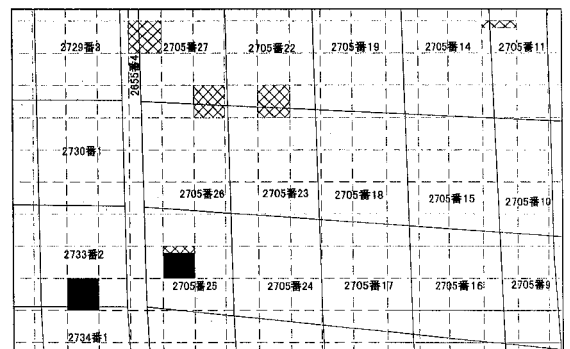
拡大図 2



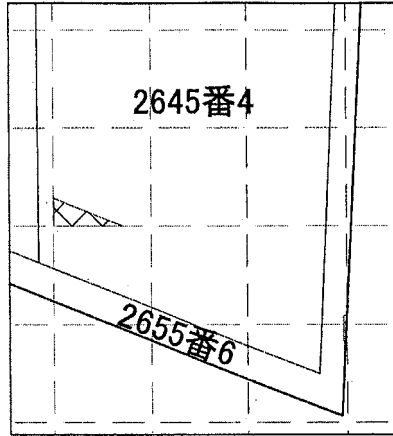
拡大図 3



拡大図 4



拡大図 5



●東京都告示第百二十号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名称 株式会社コスモ・エージェンシー

(二) 氏名(法人の場合)は代表者氏名 松村 正雄

(三) 主たる営業所の所在地 台東区台東一丁目二十九番三号 イー

(四) 登録番号 東京都知事(8)第一八二二七号

(五) 登録年月日 平成三十年十月十五日

二 処分年月日 平成三十年十二月二十五日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成三十一年一月八日から同年十二月三日まで(三百三十日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 解除に係る保安林の所在場所 大島町元町字みたき堂六四三番(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 砂防施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。平成三十一年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

大島町元町字式千坪山三〇三番(次の図に示す部分に限る。)、三〇二番、三〇八番、三〇九番、字さどの尾

六〇七番三(次の図に示す部分に限る。)、五八九番二、五九〇番、六〇七番一及び二、字上山五九五番一、五九

七番、字ふきのうつ六〇二番一、字上の山六〇四番六、字岡の越六三二番、字間伏の尾六三三五番

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 府中町田

二 変更の区間 町田市本町田字乙三号二千九百十四番一  
地先から同所二千八百九十六番一地内ま  
で

三 変更の概要 別図表示のとおり

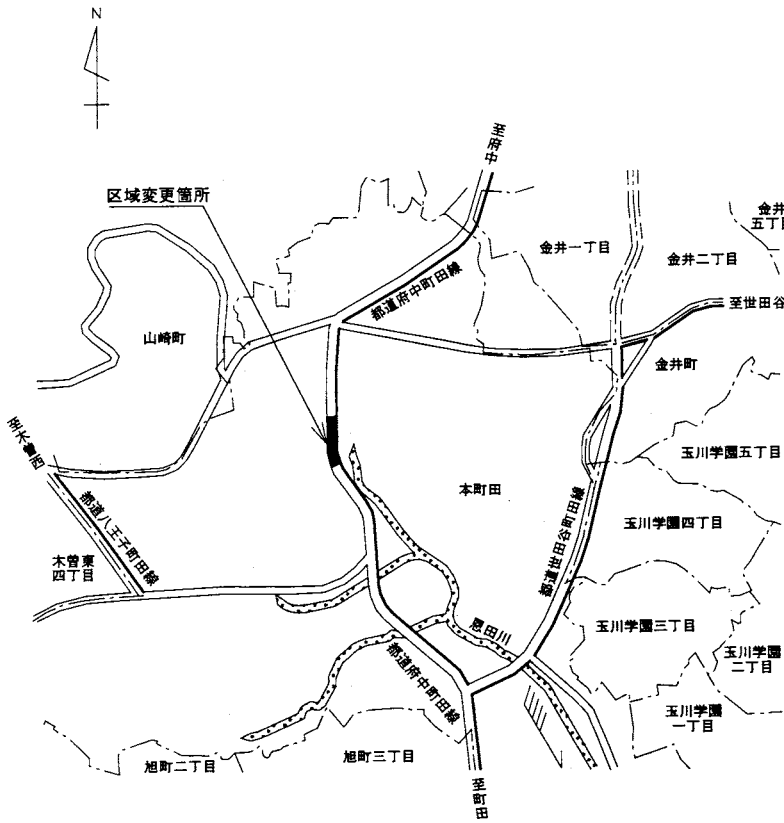
別図

都道府中町田線区域変更略図

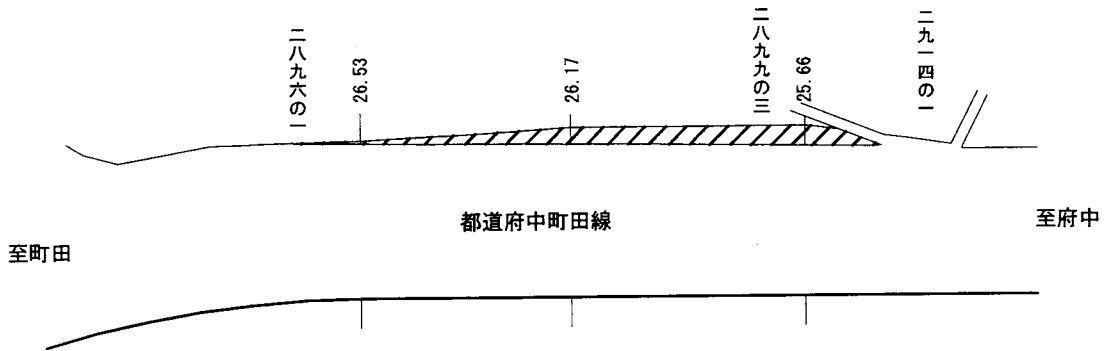
町田市本町田地内

都道  
 市道  
 廃止区域  
 延長  
 面積  
 計画線

一〇一・〇六メートル  
 二二四・五六平方メートル



町田市本町田  
字乙三号

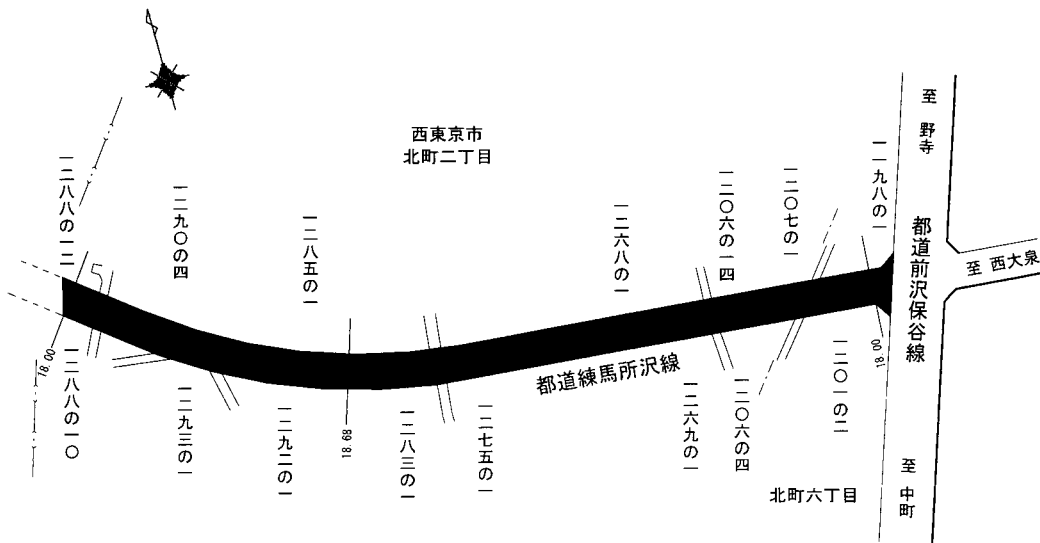
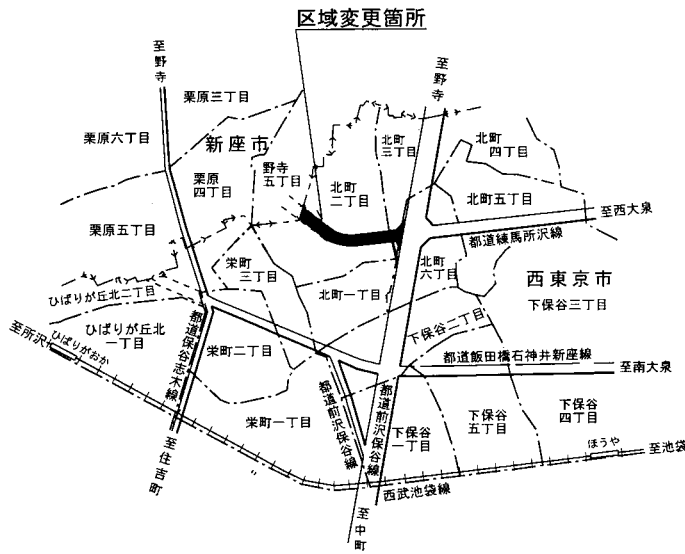


●東京都告示第百二十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成三十一年二月七日から起算して二

別図

都道練馬所沢線区域変更略図  
 西東京市北町六丁目〜北町二丁目

都道  
 市道  
 編入区域  
 延長  
 面積  
 計画線  
 四五一・〇六メートル  
 八、一〇八・七〇平方メートル



週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成三十一年二月七日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 練馬所沢  
 二 変更の区間 西東京市北町六丁目千九百九十八番一地内

三 変更の概要  
 から同市北町二丁目千二百八十八番十二地内まで  
 別図表示のとおり



別図

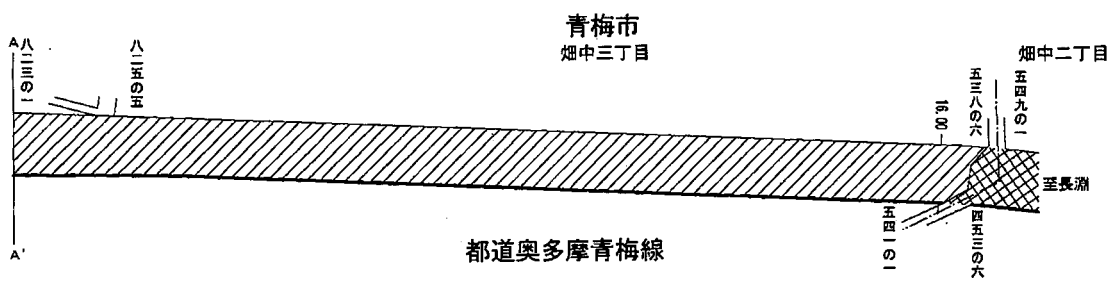
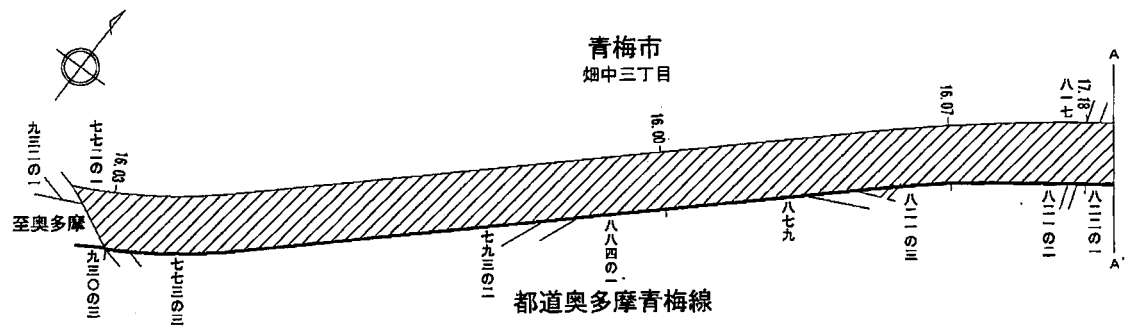
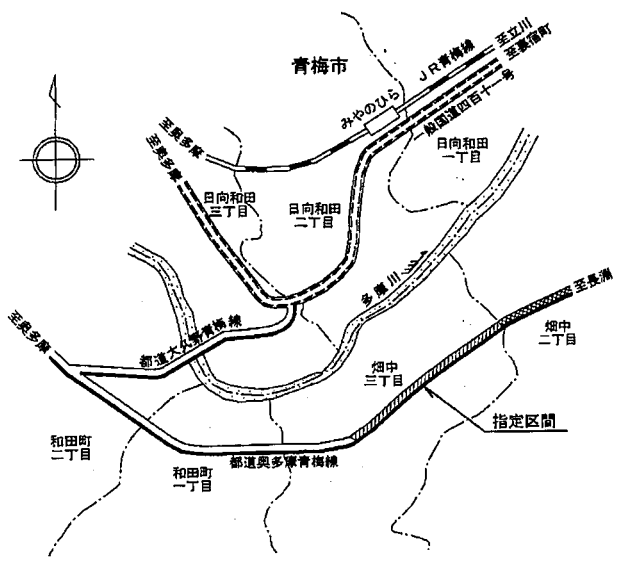
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道奥多摩青梅線  
青梅市畑中三丁目地内

- 指定区間
- 都道
- 一般国道
- 延長 五五九・〇三メートル
- (電線共同溝予定名称 奥多摩青梅・三号)
- 既指定区間

●東京都告示第百二十五号  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。  
平成三十一年二月七日  
東京都知事 小池百合子  
一 路線名 都道奥多摩青梅線

二 指定する区間 青梅市畑中三丁目七百七十二番一地从先  
から同所五百三十八番六地内まで  
三 指定の概要 別図表示のとおり



公 告

軽油引取税に係る免税証の無効処分について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免税証を、同表下欄の事故発生日以降無効とした。

平成三十一年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

軽油引取税に係る免税証

免税証の種類	組番号	枚数	住所氏名	事故発生日
百リツ	〇四〇G	十五枚	練馬区早田中 勇	平成三十一年十一月二十一日
トル券	二〇二五	一枚	宮三丁目十四番九号	
	三九〇〇			
	四〇G二			
	〇二五五			
	三			
五十リツ	〇四〇F	十五枚		
トル券	〇五〇三	一枚		
	二二〇〇			
	四〇F〇			
	五〇三三			
	七			
二十リツ	〇四〇E	二十枚		
トル券	〇〇七三	八枚		
	二九〇〇			
	四〇E〇			
	〇七三五			
	六			
十リツ	〇四〇C	十五枚		
トル券	二五二二	一枚		

四八〇〇  
四〇C二  
五二二六  
二

一リツ 〇四〇A 四十枚 同右  
トル券 一六四枚 同右  
〇七〇〇  
四〇A一  
一六四四  
六

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年二月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称

許可を受けた者の  
住所及び氏名

東村山市久米川町四丁目三十三番二、同番四十七、同番四十八、同番五十及び同番五十二	西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕
狛江市東和泉二丁目二千三百七十七番十、二千三百七十八番二、二千四百六十六番一、二千四百六十七番、二千四百六十八番二及び二千四百七十七番一	渋谷区初台一丁目四十七番一号 小田急不動産株式会社 代表取締役 金子 一郎
東村山市恩多町四丁目十一番一及び同番十六	小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

小金井市貫井北町三丁目九百九十番九  
三鷹市牟礼五丁目一番三号  
丸栄建設株式会社  
代表取締役 高橋 徹也

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年二月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十一年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名	アトレ目黒1
二 店舗所在地	品川区上大崎二丁目十六番九号ほか
三 設置者名	東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
四 設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
五 変更を行った設置者名	東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
六 変更前の設置者の代表者名	富田 哲郎(東日本旅客鉄道株式会社)ほか

<p>七 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二(東日本旅客鉄道株式会社) ほか</p>	<p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p>	<p>一 店舗名 JR東急目黒ビル</p>
<p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社澤光青果ほか四十七名</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p>	<p>二 店舗所在地 品川区上大崎三丁目一番一号</p>
<p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社澤光青果ほか四十七名</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 富田 哲郎</p>	<p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p>
<p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社澤光青果ほか十四名</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p>
<p>十一 変更前の小売業者の住所 兵庫県神戸市兵庫区下山町二丁目四番四号(株式会社ハット・トリック) ほか</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社セントラルフーズほか八十七名</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか四名</p>
<p>十二 変更後の小売業者の住所 兵庫県神戸市兵庫区西柳原町十番六号(株式会社ハット・トリック) ほか</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社セントラルフーズほか八十五名</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか五名</p>
<p>十三 変更前の小売業者の代表者名 西山 五郎(株式会社澤光青果) ほか</p>	<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社セントラルフーズほか十六名</p>	<p>七 変更日 平成二十七年二月十三日</p>
<p>十四 変更後の小売業者の代表者名 矢澤 修(株式会社澤光青果) ほか</p>	<p>十 変更前の小売業者の住所 新宿区新宿一丁目十七番十一号(株式会社文明堂銀座店) ほか</p>	<p>八 届出日 平成三十年十二月二十七日</p>
<p>十五 変更日 平成三十年六月三十日ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の住所 中央区銀座五丁目七番十号(株式会社文明堂銀座店) ほか</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十六 届出日 平成三十年十二月二十七日</p>	<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 原田 清(株式会社セントラルフーズ) ほか</p>	<p>十 縦覧期間 平成三十一年二月七日から同年六月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 村上 正裕(株式会社セントラルフーズ) ほか</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十八 縦覧期間 平成三十一年二月七日から同年六月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 変更日 平成三十年九月二十一日ほか</p>	<p>一 店舗名 アトレ大井町</p>
<p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 届出日 平成三十年十二月二十七日</p>	<p>二 店舗所在地 品川区大井一丁目二番一号ほか</p>
<p>一 店舗名 アトレ亀戸</p>	<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>三 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p>
<p>二 店舗所在地 江東区亀戸五丁目一番一号</p>	<p>十七 縦覧期間 平成三十一年二月七日から同年六月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>四 設置者名 深澤 祐二</p>
	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 富田 哲郎</p>
		<p>六 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二</p>
		<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社成城石井ほか六十一名</p>

八	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社成城石井ほか五十五名
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ロック・ワールドほか十名
十	変更前の小売業者の住所	港区虎ノ門五丁目十一番二号(ゴダイバジャパン株式会社)ほか
十一	変更後の小売業者の住所	港区六本木三丁目二番一号(ゴダイバジャパン株式会社)ほか
十二	変更前の小売業者の代表者名	岩田 弘三(株式会社ロック・ワールド)ほか
十三	変更後の小売業者の代表者名	古塚 孝志(株式会社ロック・ワールド)ほか
十四	変更日	平成三十年十月一日ほか
十五	届出日	平成三十年十二月二十七日
十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十七	縦覧期間	平成三十一年二月七日から同年六月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十八	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	恵比寿ガーデンプレイス
二	店舗所在地	渋谷区恵比寿四丁目二十番七号ほか
三	設置者名	サッポロ不動産開発株式会社ほか一名
四	設置者住所	渋谷区恵比寿四丁目二十番三号ほか
五	変更を行った設置者名	サッポロ不動産開発株式会社ほか
六	変更前の設置者名	恵比寿ガーデンプレイス株式会社
七	変更後の設置者名	サッポロ不動産開発株式会社
八	変更前の設置者の代表者名	牛尾 和夫(恵比寿ガーデンプレイス株式会社)ほか
九	変更後の設置者の代表者名	生駒 俊行(サッポロ不動産開発株式会社)ほか
十	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社三越伊勢丹ほか八名
十一	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社三越伊勢丹ほか九名
十二	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社三越伊勢丹ほか三名
十三	変更前の小売業者の代表者名	大西 洋(株式会社三越伊勢丹)ほか
十四	変更後の小売業者の代表者名	杉江 俊彦(株式会社三越伊勢丹)ほか
十五	変更日	平成三十年十月二十日ほか
十六	届出日	平成三十一年一月九日
十七	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十八	縦覧期間	平成三十一年二月七日から同年六月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十九	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

